

令和元年度

東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金

のご案内

奨励対象事業は次の4コースで、実施するコースや事業を自由に選択し、

下記取組を実施した場合、**合計100万円の範囲内**で奨励金の支給を受けることができます。 **最大100万円**

A 育児と仕事の両立推進コース

①育児と仕事の両立制度整備事業	・育児と仕事の両立支援制度の整備 ・研修会への参加 ・社内研修の実施	テレワーク 加算	20万円
②男性の育児参加推進事業	・育児と仕事の両立支援制度の利用状況等調査 ・社内制度利用拡大に向けた取組の検討 ・社内目標の設定 ・研修会への参加 ・社内研修の実施		20万円
③育児中の従業員のための 多様な選択肢整備事業	・育児休業制度の整備 ・円滑な育児休業の取得促進及び育児休業後の職場復帰に向けた 社内制度の整備 ・在宅勤務制度の整備 ・子育て支援制度の整備 ・研修会への参加 ・社内研修の実施		40万円

B 介護と仕事の両立推進コース

①介護と仕事の両立推進事業	・相談窓口の設置及び研修会等への参加 ・介護と仕事の両立に係るニーズ調査 ・取組計画の策定 ・計画等の発信 ・社内制度等周知		40万円
②介護離職防止のための 制度整備事業 ※B①を実施した場合に、実施可能	・介護休業等制度の整備 ・円滑な介護休業等の取得促進及び 仕事との両立に向けた社内体制の整備 ・介護サービス利用支援制度の整備 ・介護と仕事の両立支援制度の整備 ・研修会等への参加 ・社内研修の実施	テレワーク 加算	40万円

C 病気治療と仕事の両立推進コース

	・相談窓口の設置及び研修会への参加 ・病気治療休暇制度の整備 ・社内制度等周知	テレワーク 加算	20万円
--	--	-------------	------

D 非正規労働者の処遇改善コース

	・雇用環境整備に係るニーズ調査 ・研修会への参加 ・処遇制度の整備 ・教育・研修制度の整備 ・福利厚生制度の整備 ・取組結果の社内周知		40万円
--	--	--	------

テレワーク
加算 のコースや事業は、テレワーク制度整備でさらに**10万円**加算されます！

- 複数のコース、事業を実施した場合には、各交付額を合算した額を交付します。（上限100万円）
- テレワーク加算は、A①、B②、Cのいずれも実施した場合でも最大10万円です。
- いずれのコース・事業も、各コース・事業に沿った内容の都が開催する研修会への参加が必要です。

その他要件等の詳細は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

T O K Y O はたらくネット ▶ 働く環境の改善 ▶ 働きやすい環境づくりの支援 ▶ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei>



お問い合わせ先

●東京都労働相談情報センター 03-5211-2248
 ●大崎事務所 03-3495-4872
 ●池袋事務所 03-5954-6505

●亀戸事務所 03-3682-6321
 ●国分寺事務所 042-323-8518
 ●八王子事務所 042-645-7450

対象事業者

- ・都内で事業を営んでいる中小企業等であること。
 - ・就業規則を作成し、労働基準監督署に届出を行っていること。
 - ・都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上、かつ6か月以上継続して雇用していること。※Dコースのみ実施の場合不要。
 - ・(Dコースを実施する場合)都内に勤務する非正規労働者を1人以上、かつ6か月以上継続して雇用していること。等
- ※その他要件あり

事業の流れ

1 事前エントリー

申請希望事業者は、受付日に事前エントリーを行ってください。

※事前エントリーは「TOKYOはたらくネット」から、企業の担当者が直接行ってください。

※5回に分けて受付を行います。受付時間は受付日の10時～15時です。

※先着順ではありません。予定社数を上回る場合は抽選を行います。

<スケジュール>

	事前エントリー受付日	事業開始日	予定社数
第1回	6月13日(木)	8月1日	70社
第2回	7月12日(金)	9月1日	70社
第3回	8月9日(金)	10月1日	70社
第4回	9月13日(金)	11月1日	70社
第5回	10月15日(火)	12月1日	20社

※事業実施期間は、事業開始日から3か月間です。(Dコースは4か月間)

2 申請可否の連絡

事前エントリーの結果をEメールにてご連絡します。

※申請可能企業へは申請先をお伝えします。

<申請先> 労働相談情報センター (飯田橋ほか都内5事務所)

3 奨励金の申請

郵送又は持参により、申請先へ交付申請書類を提出してください。

※代理提出の場合は、委任状が必要です。

4 交付決定

決定後、交付決定通知書を送付します。

※交付決定の連絡を受ける前に奨励事業に着手しないようご注意ください。

5 奨励事業の実施

都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

6 実績報告

事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

7 交付額確定

実績報告書類をもとに交付額を確定し、奨励金を支給します。

説明会のご案内

奨励金の内容に関する詳細や、手続等に関する説明会を実施しています。(要予約)

「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。(説明会に出席いただかなくても申請可能です。)

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考をするよう事業者の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

